審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土整備部　建設・技術課

法令名	建設業法	法令番号	昭和 24 年法律第 100 号
手続名	建設業の許可	根拠条項	第３条第１項

審査基準

○一般建設業の許可

（許可の申請）

第５条　一般建設業の許可（第８条第２号及び第３号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、２以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

(1)～(7)　略

（許可の基準）

第７条　国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(4)　略

第８条　国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第１号又は第７号から第 14 号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

(1)～(14)　略

○特定建設業の許可

（許可の基準）

第 15 条　国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(3)　略

受付機関	土木事務所	処理機関	建設・技術課	交付機関	土木事務所	標準処理期間 40 日 標準経由期間 ー 日	目次 No.	